

J R 津田沼駅南口地区の土地区画整理事業に関する覚書

習志野市（以下「甲」という。）と、J R 津田沼駅南口土地区画整理組合（以下「乙」という。）は、乙がJ R 津田沼駅南口地区（以下「本地区」という。）で施行する土地区画整理事業について、次のとおり覚書を締結する。

（まちづくりの基本理念）

第 1 条 乙は、甲が定めた長期計画等の本地区のまちづくりの基本理念を尊重し、都市計画道路等の整備改善により J R 津田沼駅前にふさわしいまちづくりの実現に努めるものとする。

（まちづくりへの支援、指導）

第 2 条 甲は、乙が行う本地区の基本理念に則したまちづくりに対して、必要な支援、指導を行うものとする。

（補助事業の施行）

第 3 条 乙が本地区で行う国・県及び甲の補助金に係る工事の施行については、法律・法令及び通達を遵守するとともに、県及び甲の指導に基づき実施するものとする。

（補助事業の発注）

第 4 条 乙が本地区で行う国・県及び甲の補助金に係る工事の発注については、甲が行っている入札・契約方法に準じる方法とし、一般競争入札、入札の公開等により企業等を選定し、透明性、公平性を図ったものとする。

（保留地の処分）

第 5 条 乙は、本地区で保留地を処分するに当たっては、不動産鑑定評価額や近隣の売買実例等を参考に、第三者である評価員の意見を聞き、適正な価額を基本として処分するものとする。

(費用負担)

第 6 条 甲は、乙が本地区で行う土地区画整理事業の総事業費のうち、甲の費用負担分を甲の各年度の予算の範囲内において負担するものとする。

(事業計画の変更)

第 7 条 乙は、土地区画整理事業の事業計画を変更する場合には、県及び甲の指導に基づき行うものとする。

2 事業計画の変更に伴い事業の収入支出を見直す場合には、資金計画について甲乙協議を行い、甲の費用負担の軽減に努めるものとする。

(その他事項)

第 8 条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の内容について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

本覚書の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成19年11月26日

甲 習志野市鷺沼 1 丁目 1 番 1 号

習志野市

市長 荒木 勇



乙 習志野市谷津 7 丁目 12 番 41 号

J R 津田沼駅南口土地区画整理組合
理事長 三代川 利男

